

(様式1)

要望等に対する回答について

要望年月日：令和7年8月27日

要望団体名：岩手県浄化槽推進協議会

※「県政への反映区分」については、別紙のとおり。

要望項目	取組状況等	県政への反映区分*
1 浄化槽整備事業の推進に必要な予算の確保	<p>汚水処理人口普及率の向上のためには、浄化槽整備が必要であることから、県では、令和8年度政府予算等に関する提言・要望において、循環型社会形成推進交付金の予算を確保するよう要望したところです。</p> <p>今後とも、所要額の確保等について、国に働きかけていきます。</p> <p>また、県の浄化槽設置整備事業費補助金について、引き続き所要額の確保に努めています。</p>	A
2 浄化槽設置整備事業(個人設置型)の助成率の引き上げ	<p>浄化槽設置整備事業(個人設置型)の助成率の引上げについて、令和8年度政府予算等に関する提言・要望において、要望したところです。</p> <p>浄化槽の整備促進を図るため、今後とも、更なる財政的支援について、国に働きかけていきます。</p>	A
3 浄化槽の維持管理に対する助成制度の拡大	<p>維持管理負担軽減事業の助成対象の拡大について、令和8年度政府予算等に関する提言・要望において、要望したところです。</p> <p>浄化槽の適正な維持管理のため、今後とも、維持管理負担軽減事業の事業要件の緩和や助成対象の拡大について、国に働きかけていきます。</p>	A
4 住宅における浄化槽処理対象人員算定期準の見直し	<p>面積基準の緩和について、浄化槽からの放流水質確保の観点から、慎重に運用するものと考えますが、実際の建築確認申請や事前相談においては、利用人員に合わせて個別に対応していることから、引き続き、実態に応じて個別に対応していきます。</p> <p>なお、ただし書の適用に当たっては、床面積の緩和の取組の影響などについて、引き続き、関係課等と情報共有を図るなどし、検討していきます。</p>	B

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	<p>(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満たしたもの</p> <p>(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの</p> <p>(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの</p> <p>(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの</p> <p>(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満たすもの</p> <p>(6) その他、上記に類するもの</p> <p>※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。</p>
実現に向けて努力しているもの	B	<p>(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満たしていないもの</p> <p>(例)・制度・条例等の新設・改正等を要するもの ・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの ・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの</p> <p>(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
当面は実現できないもの	C	<p>(1) 現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
実現が極めて困難なもの	D	<p>(1) 県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2) 実現が極めて困難なもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類